

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善俊会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤理事、監事及び評議員の報酬は、日額とする。
- 4 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。

### (評議員に対する報酬)

第4条 評議員に対する報酬は、定款第8条で定める総額の範囲内で、評議員会に出席した場合は、日額6千円を支給する。

### (理事に対する報酬)

第5条 理事に対する報酬は、別記1に定める総額の範囲内で、次のとおり支給する。

- (1) 常勤理事の報酬は、勤務1日につき2万円とし、その月の勤務日数を乗じたものを月額報酬として支給する。ただし、30万円を上限とする。
- (2) 非常勤理事が、理事会、評議員会に出席した場合その他この法人の業務にあたった場合は、日額6千円を支給する。ただし、この法人の職員を兼務している理事には支給しない。

(監事に対する報酬)

第6条 監事に対する報酬は、別記1に定める総額の範囲内で、理事会、評議員会に出席した場合又は監査業務にあたった場合は、日額1万円を支給する。

(報酬の支給日)

第7条 常勤理事の報酬は、毎月10日に支給する。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支給するものとする。

2 評議員、非常勤理事及び監事の報酬は、その都度支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第9条 評議員、理事及び監事が職務遂行に当って負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 評議員及び役員の旅費及び会議等の出席に係る費用弁償は、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(公表)

第10条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 その他必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別記1 役員の間報酬総額

全理事の間報酬総額 3,900,000円

全監事の間報酬総額 300,000円